

平成24年7月2日

各位

みずほ信託銀行株式会社

株式会社東邦銀行との『合同運用指定金銭信託（劣後特約付貸出金運用型）』の取扱いについて

みずほ信託銀行株式会社（取締役社長：野中隆史）は、このたび、株式会社東邦銀行（以下、同行）向けの劣後ローンで運用を行う金銭信託の取扱いを決定しましたので下記の通りお知らせ致します。

記

1. 合同運用指定金銭信託（劣後特約付貸出金運用型）（以下、本スキーム）について

本スキームは、同行向け劣後ローンで運用する合同運用金銭信託を、貸付先の同行自らが販売会社となり、同行のお客さまに販売するものです。（詳細はスキーム図ご参照）

※1：劣後ローンとは、貸付先の金融機関に一定の劣後事由（破産手続・会社更生手続・民事再生手続の開始等）が発生した場合に、預金者や普通社債権者といった一般債権者よりも、返済順位が劣後する特約が付いたローンを言います。

※2：みずほ信託銀行は、本スキームについてビジネスモデル特許を出願済です。

2. 本スキームの意義

(1) 運用資産の多様化

劣後特約が付いたローンは一般に通常の資金調達よりも金利が高いことから、これを運用資産とする本スキームの金銭信託の予定配当率は比較的高い利回りとなります。

※ ただし、元本補てん・利回り保証の無い実績配当型の金銭信託です。

(2) 資本調達手段の多様化

従来から金融機関は資本政策の一環として劣後ローンや劣後債による調達を行ってきましたが、本スキームを活用して、金融機関が自行向け劣後ローンで運用する金銭信託を自行の個人・法人のお客さまに直接販売することで、資本調達手段の多様化が図られるものです。

(3) 地域経済の活性化・地域の結びつき強化

本スキームにより、お客さまの運用資金が地域経済を担う金融機関を通じて、地域経済の振興・活性化をもたらし、地域の結びつき強化に繋がるものと考えます。

みずほ信託銀行では、今後とも信託機能を最大限に活用した新商品の開発に注力し、「信託」をより身近に感じていただけるよう取り組んでまいります。

以 上

スキーム図

